

6.12 景観

6.12.1 調査結果の概要

(1) 文献調査

準対象事業実施区域及びその周辺の景観の状況は「第3章 3.1 自然的状況 3.1.7 景観の状況」に示すとおりである。

(2) 現地調査

(a) 調査地域

調査地域は、準対象事業実施区域及びその周囲として、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年、建設省都市局都市計画課）を参考に、改変区域から約3kmの範囲を基本とした。

(b) 調査地点

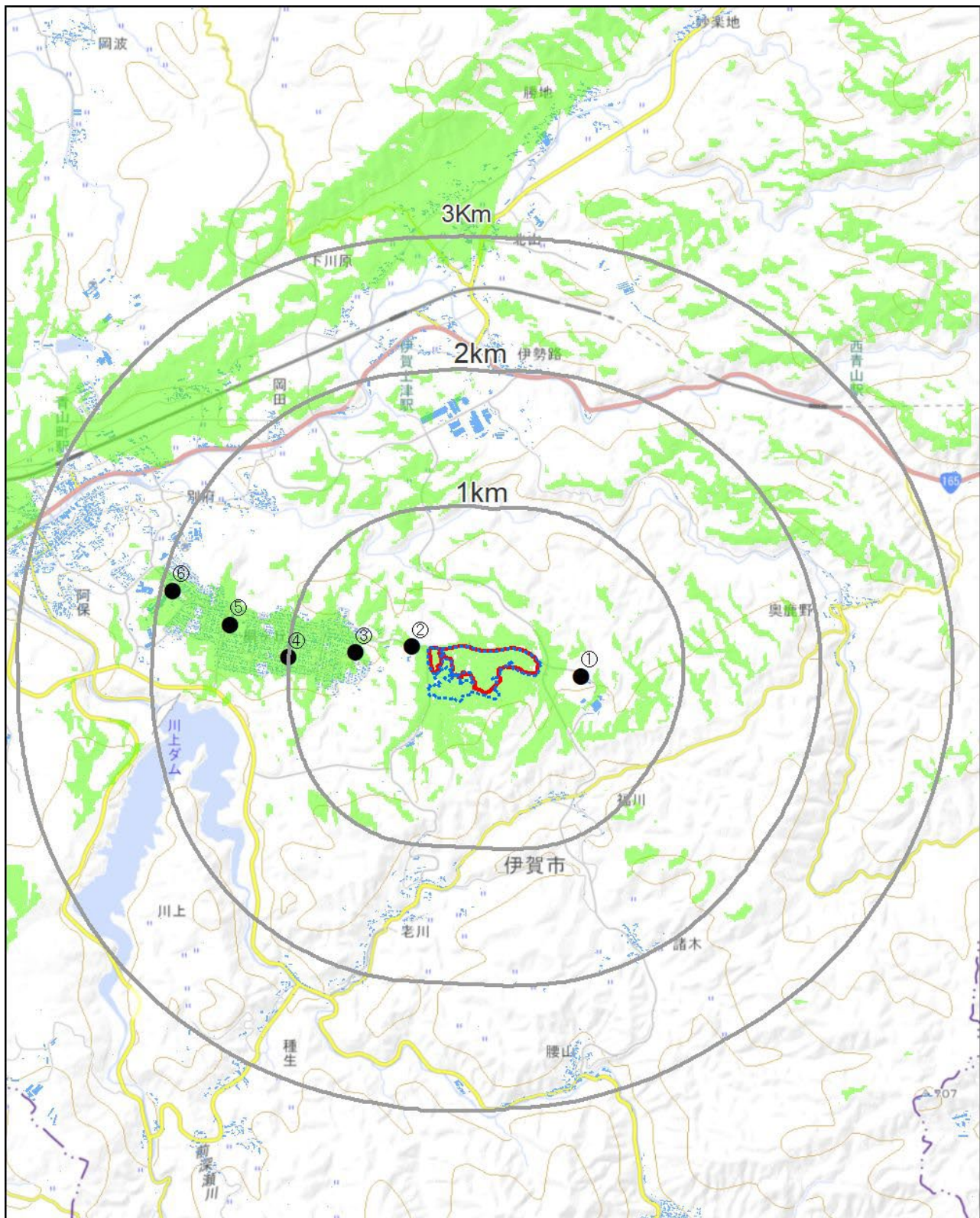
調査地点は、周囲の地形の状況、日常的な視点場及び景観資源の分布状況、地域の視程等を勘案して、調査地域の日常的な視点場6地点(①～⑥)とした。景観調査地点は、表6.12.1-1に、景観撮影地点位置図は、図6.12.1-1に、撮影方向は図6.12.1-2に示すとおりである。

表 6.12.1-1 景観調査地点一覧（日常的な視点場）

番号	調査地点	緯度	経度	距離 (m)	標高 (m)	概要
①	青山グラウンド	34° 39′ 31″	136° 13′ 06″	160	389	準対象事業実施区域から約160m東方に位置しており、グラウンド利用時は人が集まることから選定した。
②	青山よさみ幼稚園正門	34° 39′ 38″	136° 12′ 18″	150	322	準対象事業実施区域から約150m西方にあり、幼稚園の園児など日常的に人が利用する場所であることから選定した。
③	桐ヶ丘7丁目のグラウンド	34° 39′ 37″	136° 12′ 02″	560	295	準対象事業実施区域から約560m西方の桐ヶ丘地区内にあるグラウンドであり、グラウンド利用時は人が集まることから選定した。
④	桐ヶ丘6丁目公園	34° 39′ 36″	136° 11′ 43″	1,050	276	準対象事業実施区域から約1,050m西方の桐ヶ丘地区内にある公園であり、日常的に住民が利用する場所であることから選定した。
⑤	桐ヶ丘3丁目公園	34° 39′ 43″	136° 11′ 27″	1,480	266	準対象事業実施区域から約1,480m西方の桐ヶ丘地区内にある公園であり、日常的に住民が利用する場所であることから選定した。
⑥	げんきクラブ西側の公園	34° 39′ 51″	136° 11′ 11″	1,880	256	事業区域から約1,880m西方の桐ヶ丘地区内にある公園であり、日常的に住民が利用する場所であることから選定した。

(c) 調査時期

景観の現地調査（日常的な視点場からの写真撮影）は令和6年1月12日に実施した。



凡例

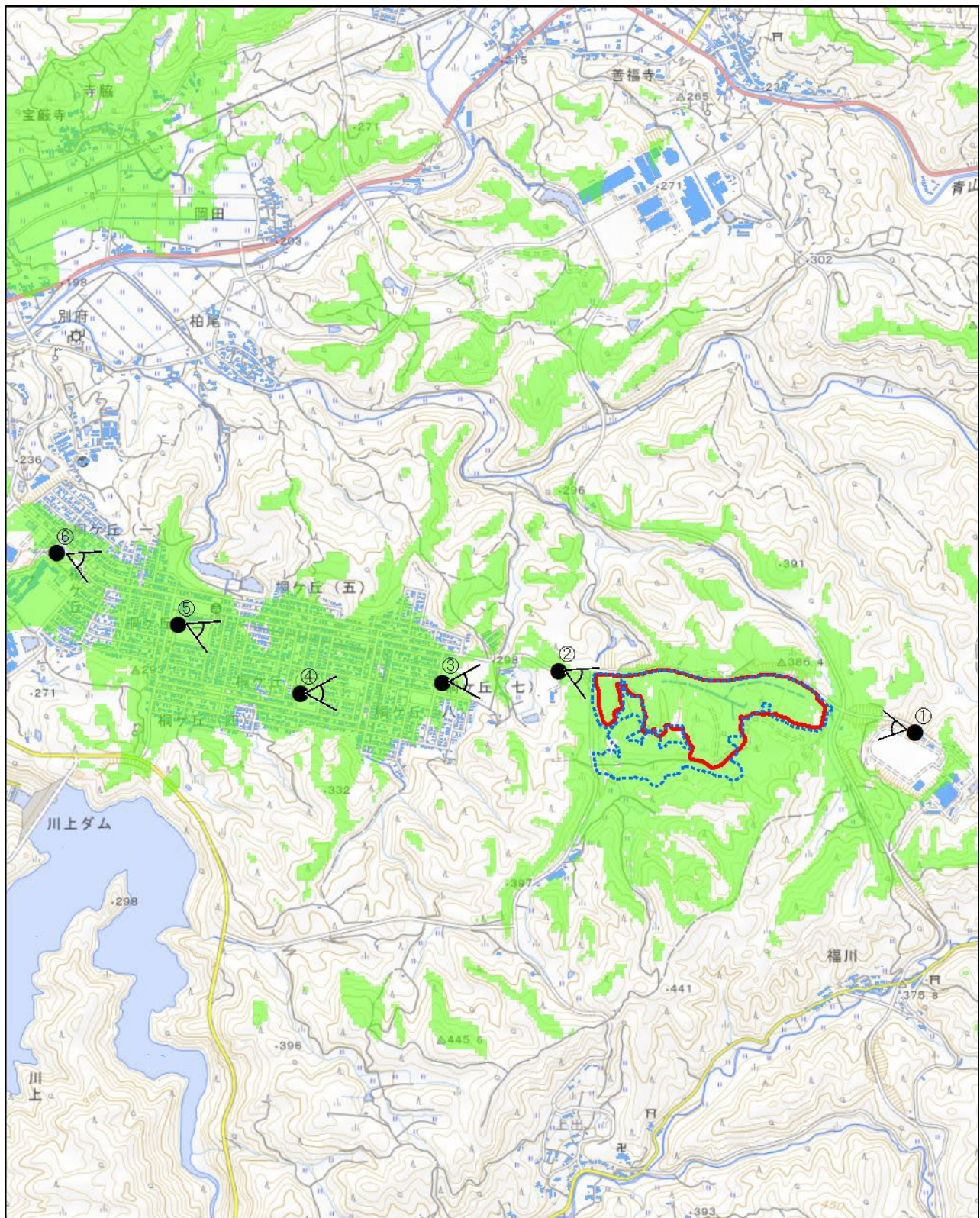
- 準対象事業実施区域(変更前)
- 準対象事業実施区域(変更後)
- 可視領域
- 建築物
- 景観撮影地点



0 1.5 km

1:42,000

図 6.12.1-1 景観撮影地点位置図



凡例

- 準対象事業実施区域(変更前)
- 準対象事業実施区域(変更後)
- 可視領域
- 建築物
- 景観撮影地点
- ◁ 写真撮影方向



0 800 m

1:20,000

図 6.12.1-2 景観撮影方向

(d) 調査手法

調査の基本的な手法は、現地踏査及び写真撮影とし、地域の住民が日常的に利用する視点場を「日常的な視点場」と設定し、実施した。調査方法は、表 6.12.1-2 に示すとおりである。

入手可能な最新の資料を用い、資料調査による情報の収集並びに該当情報の整理及び解析を行った。

表 6.12.1-2 調査方法

調査項目	調査方法	調査地点	調査回数
日常的な視点場の 景観の状況	日常的な視点場からの準対象事業実施区域方向の景観撮影を実施した。	準事業実施区域及びその周辺（半径約 3km 程度の地域）とした。 （調査地点は表 6.12.1-1、景観撮影地点位置は図 6.12.1-1 を参照）	現地調査 1 回

(e) 調査結果

主要な眺望点は、準対象事業実施区域及びその周囲について、伊賀上野観光協会のホームページ（<https://www.igaueno.net/>）などで調査したが確認されなかった。

日常的な視点場からの眺望状況は、写真 6.12.1-1～写真 6.12.1-6 に示すとおりである。

① 青山グラウンド

眺望点は、青山グラウンドの陸上競技場周辺とした。

青山グラウンドは野球場及び陸上競技場が設置されており、スポーツの練習の場となっている。グラウンドの周囲にはあずまや及び外周路があり、近景は陸上競技場が大半を占める。青山グラウンド周囲の樹林に遮られ、準対象事業実施区域を眺望することはできない。



写真 6.12.1-1 日常的な視点場からの眺望（眺望点①：青山グラウンド）

② 青山よさみ幼稚園

眺望点は青山よさみ幼稚園入口とした。人の出入りが多い場所であるが、準対象事業実施区域より標高が低く、樹林に遮られることから、準対象事業実施区域を眺望することはできない。



写真 6.12.1-2 日常的な視点場からの眺望（眺望点②：青山よさみ幼稚園）

③ 桐ヶ丘7丁目のグラウンド

眺望点は桐ヶ丘7丁目のグラウンドの西側の敷地境界付近とした。

遠方には青山よさみ幼稚園周辺の樹林が見られるが、眺望点は準対象事業実施区域より標高が低く、樹林に遮られ準対象事業実施区域を眺望することはできない。



写真 6.12.1-3 日常的な視点場からの眺望（眺望点③：桐ヶ丘7丁目のグラウンド）

④ 桐ヶ丘6丁目の公園

眺望点は桐ヶ丘6丁目の公園西側にある、あずまやとした。

グラウンドの東方には住宅地が広がっており、更に東方には丘陵地を確認することができる。準対象事業実施区域は住宅地及び樹林に遮られ、眺望することはできない。



写真 6.12.1-4 日常的な視点場からの眺望（眺望点④：桐ヶ丘6丁目の公園）

⑤ 桐ヶ丘 3 丁目の公園

眺望点は桐ヶ丘 3 丁目の公園西側のベンチ付近とした。

手前には住宅地、その東方には丘陵地が確認できるが、準対象事業実施区域は住宅地及び樹林に遮られ確認することはできない。



写真 6.12.1-5 日常的な視点場からの眺望（眺望点⑤：桐ヶ丘 3 丁目公園）

⑥ げんきクラブ隣接の公園

眺望地点は、げんきクラブ西側に隣接する公園とし、西側に設置してあるベンチ付近とした。

準対象事業実施区域は手前の住宅地及び樹林に遮られ確認することはできない。



写真 6.12.1-6 日常的な視点場からの眺望（眺望点⑥：げんきクラブ西側の公園）

6.12.2 予測及び評価の結果

(1) 予測内容

予測内容は太陽光発電施設の存在に伴う景観の変化の程度とした。

(2) 予測対象時期

予測対象時期は「太陽光発電施設の供用時」とした。

(3) 予測地点

予測地点は調査を実施した日常的な視点場(①～⑥)とした。

(4) 予測方法

日常的な視点場から供用時の太陽光発電設備が見える範囲をフォトモンタージュ法で示し、眺望としての影響を定性的に予測した。

(5) 予測結果

日常的な視点場からの景観の予測結果は写真 6.12.1-6～写真 6.12.2-6 に示すとおりである。
日常的な視点場ごとの眺望景観の変化の状況は以下のとおりであり、各地点からの眺望は、樹林や住宅地により遮られ、準対象事業実施区域を眺望することはできない。

したがって各眺望地点からの景観への影響はないと予測する。

【現状】



【将来】



写真 6. 12. 2-1 日常的な視点場からの眺望及び将来の予測結果
(眺望点①：青山グラウンド)

【現状】



【将来】



写真 6.12.2-2 日常的な視点場からの眺望及び将来の予測結果
(眺望点②：青山よさみ幼稚園)

【現状】



【将来】



写真 6.12.2-3 日常的な視点場からの眺望及び将来の予測結果
(眺望点③：桐ヶ丘7丁目のグラウンド)

【現状】



【将来】



写真 6.12.2-4 日常的な視点場からの眺望及び将来の予測結果
(眺望点④：桐ヶ丘6丁目公園)

【現状】



【将来】

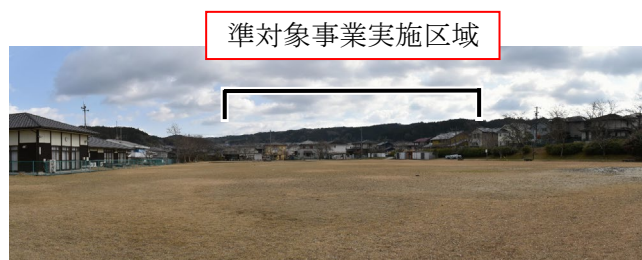


写真 6.12.2-5 日常的な視点場からの眺望及び将来の予測結果
(眺望点⑤：桐ヶ丘3丁目公園)

【現状】



【将来】



写真 6. 12. 2-6 日常的な視点場からの眺望及び将来の予測結果
(眺望点⑥：げんきクラブ西側に隣接する公園)

(6) 環境保全措置

(a) 環境保全措置の検討結果

施設の供用に伴う主要な眺望点からの眺望景観への影響について、予測の結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内において影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を表 6.12.2-1 に示すとおり検討した。

表 6.12.2-1 環境保全措置

対象項目	環境保全措置	効果
主要な眺望景観	・ 準対象事業実施区域の外周及び太陽光パネルの周囲に、可能な限り造成森林や残置森林の樹林帯を設けるように努める。 ・ 太陽光パネルは、低彩度、低明度の機種を採用する。 ・ 造成した裸地及び法面は速やかに緑化する。	・ 圧迫感の緩和 ・ 周辺の自然的景観との調和

(b) 環境保全措置の検証及び整理

環境保全措置の検証及び整理の結果は、表 6.12.2-2 に示すとおりである。

表 6.12.2-2 環境保全措置検討結果の検証および整理

環境保全措置の対象	主要な眺望景観
環境保全措置	・ 造成森林や残置森林の樹林帯の確保 ・ 低彩度、低明度の太陽光パネルの採用 ・ 裸地及び法面の緑化
実施期間	供用時
実施主体	事業者
実施方法	・ 準対象事業実施区域の外周及び太陽光パネルの周囲に、可能な限り造成森林や残置森林の樹林帯を設けるように努める。 ・ 太陽光パネルは、低彩度、低明度の機種を採用する。 ・ 造成した裸地及び法面を早期に緑化する。
実施範囲	準対象事業実施区域内
環境保全措置の効果	・ 圧迫感の緩和 ・ 周辺の自然的景観との調和
環境保全措置を講じた後の環境の状況	環境保全措置を実施することにより、影響は低減される。
効果の不確実性の程度	実施可能な措置であり、実施に関する不確実性は低い。
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響	特になし。

(7) 評価

事業の実施にあたっては残置森林や緑地帯の確保、造成裸地及び法面の緑化等が施されるとともに、人工構造物については突出したものを設けず、低彩度、低明度のものが採用される計画である。こうした環境保全計画により、周辺景観との調和をできるかぎり乱すことのないよう配慮がなされていると考えられる。

以上のことから、事業の実施に伴う景観への影響については、事業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避又は低減されているものと評価する。